

発議第7号

金繁典子議会活性化特別委員長に対する問責決議について

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日提出

提出者 愛南町議会議員 石川 秀夫

賛成者 愛南町議会議員 嘉喜山 茂

金繁典子議会活性化特別委員長に対する問責決議

住民の代表である議員、そしてその議員の模範となるべき特別委員長の任に下記の言動を基にその資質に疑義が生じたので問責するものである。

1. 住民の代表者である議員の最も重要な基本的権限、表決権を 9 月の本会議および 12 月 14 日の請願審査の表決を放棄して退室した。9 月、12 月と連続で表決権を放棄した事は看過できない。
2. 12 月 14 日の公開の請願審査の中で、特定の職員を事件が確定していない中、まるで故意の犯罪者のように扱う言動はパワーハラスメントのみならず、業務に邁進している全職員への士気を著しく低下させ甚大なる影響を及ぼす事が推察されるため、到底看過できるものではありません。

以上、決議する。

令和 3 年 12 月 17 日

愛南町議会